

国営備北丘陵公園特定運営事業 募集要項等の一部修正について

令和8年10月14日
国土交通省 中国地方整備局

令和8年6月1日付で公表しました国営備北丘陵公園特定運営事業の募集要項等について、次のとおり修正しています。

資料1 実施契約書(案)

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	修正・変更前(下線部は修正・変更部分)	修正・変更後(下線部は修正・変更部分)
1	28	第10章	第72条	2	(6)	運営権者による誓約事項	運営権者の定款の定款に、会社法第326条第2項に定める取締役会、監査役及び会計監査人を置く定めがあること。	運営権者の定款に、会社法第326条第2項に定める取締役会及び監査役を置く定めがあること。
2	49	別紙3	第4章	1		セルフモニタリング	会社法第435条第2項に定められる計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書類、並びに同法第444条第1項に定める連結計算書類(いずれも会計監査人による監査済のもの)、並びにこれらの根拠資料及びこれらの計算書類と事業計画書等の対応関係の説明資料	会社法第435条第2項に定められる計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書類、並びに同法第444条第1項に定める連結計算書類(いずれも会計監査人又は独立した第三者である公認会計士若しくは監査法人等による監査済のもの)、並びにこれらの根拠資料及びこれらの計算書類と事業計画書等の対応関係の説明資料
3	49	別紙3	第4章	1		セルフモニタリング	・運営権者がSPCを設立しない場合は、本事業に係る収支について単体で把握できるセグメントを設定し、セグメント情報(セグメント情報の開示に関する会計基準(企業会計基準第17号)及びセグメント情報の開示に関する会計基準の適用指針(企業会計基準適用指針第20号))に準拠して作成したもの)並びにこれらの根拠資料及びこれらの計算書類と事業計画書等の対応関係の説明資料を提出すること。また、代表企業及びコンソーシアム構成員における財務に関する書類(会社法第435条第2項に定められる計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書類、並びに同法第444条第1項に定める連結計算書類(いずれも会計監査人による監査済のもの)、並びにこれらの根拠資料及びこれらの計算書類と事業計画書等の対応関係の説明資料)を提出すること。	・運営権者がSPCを設立しない場合は、本事業に係る収支について単体で把握できるセグメントを設定し、セグメント情報(セグメント情報の開示に関する会計基準(企業会計基準第17号)及びセグメント情報の開示に関する会計基準の適用指針(企業会計基準適用指針第20号))に準拠して作成したもの)並びにこれらの根拠資料及びこれらの計算書類と事業計画書等の対応関係の説明資料を提出すること。また、代表企業及びコンソーシアム構成員における財務に関する書類(会社法第435条第2項に定められる計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書類、並びに同法第444条第1項に定める連結計算書類(いずれも会計監査人又は独立した第三者である公認会計士若しくは監査法人等による監査済のもの)、並びにこれらの根拠資料及びこれらの計算書類と事業計画書等の対応関係の説明資料)を提出すること。

資料2 基本協定書(案)

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	修正・変更前(下線部は修正・変更部分)	修正・変更後(下線部は修正・変更部分)
1	2	第5条	1	(5)		SPCの設立	SPCは、会社法第326条第2項に基づき、定款の定めによって取締役会、 <u>監査役及び会計監査人</u> を設置しなければならない。	SPCは、会社法第326条第2項に基づき、定款の定めによって取締役会 <u>及び</u> 監査役を設置しなければならない。
2	2	第5条	2			SPCの設立	事業予定者構成員は、SPCの設立登記完了後速やかに、SPCをして、設立時取締役、 <u>設立時監査役及び設立時会計監査人</u> を中国地方整備局に通知させるものとする。	事業予定者構成員は、SPCの設立登記完了後速やかに、SPCをして、設立時取締役 <u>及び</u> 設立時監査役を中国地方整備局に通知させるものとする。